

快適な暮らしのために 公共下水道への接続を

快適で住みよい生活環境にするため、公共下水道の整備と普及を進めています。新たに公共下水道が利用できる区域にお住まいの方は、下水道への接続工事を行ってください。

問 下水道管理課普及促進担当 (☎65・2191/水道庁舎内)
管理担当 (☎65・2189/水道庁舎内)

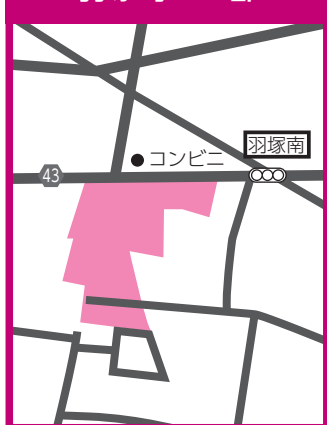


下水道マスコット
キャラクター
「スイスイ」

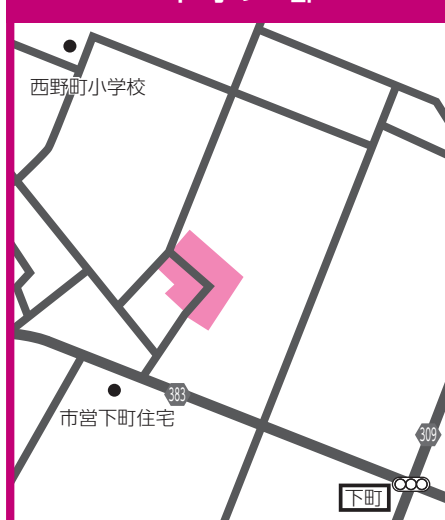
4月1日から新たに 公共下水道が利用できる区域

■…新たに公共下水道が
利用できる区域

羽塚町の一部



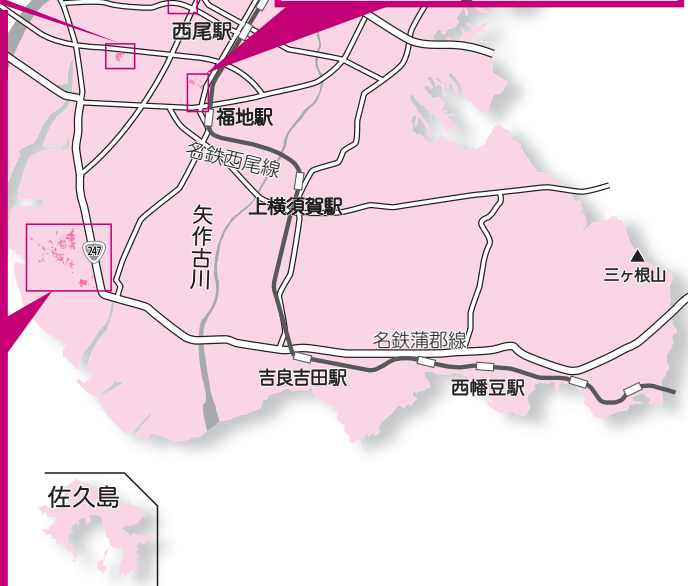
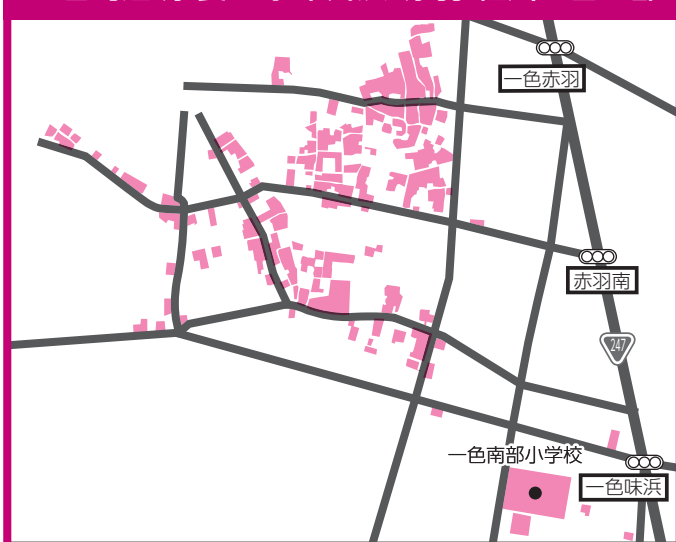
下町の一部



深池町・菱池町の各一部



一色町治明・養ヶ島・中外沢・赤羽・細川の各一部



下水道への接続工事の進め方

10ページの新たに公共下水道が利用できる区域にお住まいの方には、下水道への接続工事を行っていただきます。工事は台所や風呂、洗濯機、トイレなどから出る汚水を下水道に流すための宅地内工事です。次の順に進めてください。

①工事店を決める

市が指定した排水設備指定工事店から選んでください。工事店は、市ホームページでも確認できます。

工事の見積金額を見て、自己資金で行うか、融資あつせん制度を利用するか選んでください。

②市へ工事を申請する

工事の予定期間を決めてください。指定工事店が市へ申請します。

③市の検査を受ける

工事完了後に市の完了検査が必要です。検査当日は立ち会っていただきます。検査時に下水道使用料について説明します。

④使用料の賦課を確認する

上水道の検針は、2か月に1回行います。その際に交付する「使用水量のお知らせ」で、下水道使用料の予定額をご確認ください。

下水道に接続すると、し尿浄化槽は廃止となり、清掃費用が発生します。接続の時期などを工事店または浄化槽維持管理業者にご相談ください。

水洗便所改造資金融資あつせん制度の利用

金融機関と申請者が融資の契約をし、市が利子を金融機関へ支払う制度です。

下水道への接続工事の費用を一度に負担することが難しい方はご利用ください。

融資対象となる工事と融資限度額

- ・くみ取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を下水道に接続する工事：1件50万円
- ・し尿浄化槽を廃止し、排水設備を下水道に接続する工事：1件50万円

※くみ取り便所またはし尿浄化槽が1か所増えるごとに10万円を加算した額が限度です。

申込方法

工事を行う時に、市が指定した排水設備指定工事店を通じて申し込んでください。

返済方法

融資を受けた翌月から50か月以内の元金均等月賦償還です。
▼例：50万円の場合、月1万円を50か月にわたり償還



雨水貯留浸透施設設置奨励補助制度の利用

雨水貯留浸透施設を設置する費用の一部を補助します。

補助対象

雨水の流出を抑え、地下水として利用するために設置する施設

▼例：雨水タンク、既存浄化槽を転用した雨水貯留槽、雨水を浸透させる施設

補助対象区域

※一部除外区域あり 市内全域

補助金額

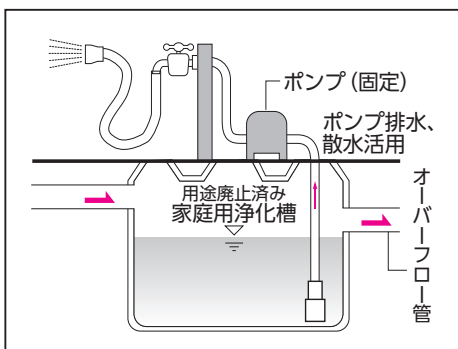
※工費の3分の2
※限度額は10万円。雨水タンクは1基当たり7万円

その他

- ・施設の管理に関する協定を市と結ぶ必要があります。補助を受けた施設は、協定後7年が経過するまで廃止できません。
- ・補助を希望する場合は、事前にご相談ください。

雨水貯留浸透施設の例

(不用になった浄化槽を転用した場合)



下水道が整備されると受益者負担金がかかります

下水道施設は道路や公園のように誰もが利用できるものではなく、下水道整備が完了した区域の方から順番に利用できる施設です。整備には大変な時間と費用がかかるため、利益を受けられるようになった区域の土地所有者などに、建設費の一部を下水道事業受益者負担金として負担していただいています。

下水道が利用できるようになった区域から、順次、受益者負担金額をお知らせしますので、納付してください。

下水道はマナーを守って使いましょう

水に溶けにくいティッシュペーパーや紙おむつ、生理用品などを下水道に流すと、本管に付着して流れを阻害します。また、家庭などから流される油類は固まって管をふさぎます。本管が詰まると、マンホールから汚水があふれて下水道が使用できなくなるため、流さないでください。下水道は私たちの生活になくてはならないものです。下水がスムーズに流れるよう、マナーを守って大切に使用してください。

